

令和元年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 所管事項説明

- 1 三重県土砂条例（仮称）のあり方（中間案）について 1

別冊 1 三重県土砂条例（仮称）のあり方（中間案）

令和元年 8 月 7 日
環境生活部

1 三重県土砂条例（仮称）のあり方（中間案）について

1 検討状況等

無秩序な土砂等の搬入を抑止し、広域的な観点や未然防止の視点も含めた実効性のある土砂等の埋立て等に係る条例の制定に向けて、令和元年5月21日に三重県環境審議会へ三重県土砂条例（仮称）のあり方について諮問し、審議会において「三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会」が設置されました。

部会での専門的かつ集中的な検討を踏まえ、8月1日に開催された三重県環境審議会において、三重県土砂条例（仮称）のあり方（中間案）が審議されたところです。

【審議会等の開催状況等】

	開催日	審議事項
第1回三重県環境審議会	5月21日	諮問、部会の設置
第1回三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会	6月26日	素案の検討
第2回三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会	7月24日	中間案の検討
第2回三重県環境審議会	8月1日	中間案の審議

2 条例の名称

条例は、土砂等の埋立て等の行為による災害の発生を未然に防止し、生活環境の保全を図ることにより、県民の安全で安心な暮らしを確保することを目的としていることから、条例の名称は、『三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例』とすることが適当であると考えます。

3 三重県土砂条例（仮称）のあり方（中間案）の概要

(1) 条例の目的 §①

この条例は、県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とします。

(2) 住民への周知（公表） §④

申請予定者は、許可申請に先立って、周辺住民の理解を得るため、説明会の開催等により、事業計画等の周知を行わなければならないこととします。

周辺住民は、申請予定者に対し、災害防止及び生活環境保全上の見地から意見を述べるができることとします。

なお、申請予定者は、周辺住民の意見に対応するとともに、事業計画に反映するよう努めなければならないこととします。

知事は、許可をした事業が施工されている間、この条例の規定により提出のあった書類を縦覧に供することとします。

知事は、この条例の規定に基づき行った許可のほか、許可の取消しや措置命令など処分の内容等を公表することとします。

(3) 埋立地等の把握 § ⑤⑩

土砂等の埋立て等を行おうとする者は、土砂等埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならないこととします。

ただし、土砂等埋立て等区域の面積が3,000㎡未満である土砂等の埋立て等、又は土砂等の埋立て等の高さが1m以下の土砂等の埋立て等については、許可を要しないこととします。

許可基準としては、災害防止や生活環境の保全に係る基準に加えて、申請者が不適正な土砂等の埋立て等を行うおそれのある者でないことや、事業を履行することが可能な相応の資力等を有する者であること等とします。

なお、土砂等の埋立て等の中には、他法令等により既に生活環境の保全、災害発生の防止等の対応がなされているものもあり、このようなものについては、事項を明示して、この条例の許可の適用除外とすることとします。

(4) 土砂等の搬入規制 § ⑥

生活環境の保全を図るため、有害物質の混入等による汚染した土砂等が埋立てられることのないよう、安全基準となる土砂基準を設け、何人も、土砂基準に適合しない土砂等を使用して、埋立て等を行ってはならないこととします。

許可を受けた者が、当該許可に係る区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の発生場所及び汚染のおそれがないことを確認し、知事に報告しなければならないこととします。

許可を受けた者が、当該許可に係る区域に再生土等を搬入しようとするときは、適正利用できる再生土等であることを確認し、知事に報告しなければならないこととします。

(5) 大規模で無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制 § ⑦

盛土の崩落等による災害を未然に防止し、安定した埋立て等がなされるよう構造上の基準を定めることとします。

(6) 土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制 § ⑨⑭

許可を受けた者は、土砂等の搬入量等を記載した台帳を作成し、定期的にその内容を知事に報告しなければならないこととします。また、埋立て等区域外への排水の水質調査を定期的実施し、知事に報告しなければならないこととします。

土砂等の埋立て等の完了時においては、知事に完了に係る届出を行わなければならないこととします。知事は、許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を届出者に通知するものとします。

なお、知事は、条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者の管理事務所、事業場その他その事業を行う場所に立入り、必要な調査や検査等ができることとします。

(7) 土砂等搬入禁止区域の指定 § ⑪

土砂等の埋立て等区域及びその周辺において、埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該土砂等の埋立て等区域及びその周辺を、期間を定めて土砂等の搬入を禁止する区域（土砂等搬入禁止区域）として指定することができることとします。

(8) 市町との連携 § ⑫

市町が土砂等の埋立て等を適正に処理するために定める条例等の内容が、この条例の趣旨に則しているとは認められるときは、この条例の知事が定める規定は当該市町には適用しないこととします。

許可の申請があった場合には、関係市町長に通知し生活環境の保全及び住民の生活の安全確保の観点から意見を聴くものとします。

(9) 経過措置 § ⑬

条例施行前に土砂等の埋立て等を行っている者については、施行の日から1年間は、条例で定める許可を受けずに引き続き土砂等の埋立て等を行うことができることとします。

条例施行前に他法令等の許可を受けて土砂等の埋立て等を行っている者等は、当該許可の期間が終了するまでの間は、条例で定める許可を受けずに引き続き土砂等の埋立て等を行うことができることとします。

(10) 罰則 § ⑭

必要な許可又は変更許可を受けずに土砂等の埋立て等を行った者に対して、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科することができるなどの罰則に係る規定を設けることとします。

4 今後のスケジュール（案）

令和元年8月～9月	パブリックコメント、市町へ意見照会
9月	第3回三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会
10月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明） 第4回三重県三重県環境審議会（最終案、答申）
11月	議案提出
12月	環境生活農林水産常任委員会（議案の説明）
令和2年4月	条例施行

三重県土砂条例(仮称)のあり方(中間案)の概要

目的

§①

この条例は、土砂等の埋立て等に関する県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

制度

埋立て等行為前

【住民への周知】

§④

許可申請予定者は、周辺住民に対し、事業計画等について説明会等を実施

【土砂等の埋立等の許可】

§④⑤⑩

- ・土砂等の埋立て等の行為を行う面積3,000㎡以上かつ高さ1mを超える場合
- ・土砂等の埋立て等の行為を行う土地の所有者の同意
- ・周辺住民への説明会等の実施
- ・国、地方公共団体等が行うものは適用除外

【許可基準】

§⑤⑥⑦⑧

- ・災害防止(構造基準への適合など)
- ・生活環境保全(土砂基準への適合など)
- ・申請者の資力及び信用
- ・水質調査を行うための措置

など

土砂等の搬入開始

埋立て等行為開始時

【土砂等の搬入規制】

§⑥

- 汚染された土砂等の埋立て禁止
 - ・何人も土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはならない
- 土砂等の搬入等の事前届出
 - ・発生場所ごとに、同一の搬出場所から搬入する量が一定量までごとに、事前の届出が必要
 - ・土砂等発生元証明書(再生土等の場合はリサイクル認定書等)、汚染のおそれのないことを証する書類の添付

【埋立て等完了までの管理に関する規制】

§⑨⑭

- 埋立地の管理台帳への記載
 - ・土砂等の発生場所ごとの搬入量等を記載した管理台帳を作成し、一定期間ごとにその写しを報告
- 埋立地における水質調査
 - ・一定期間ごとに埋立地からの排水の水質を調査し、結果を報告
- 立入検査
 - ・埋立て等を行う者の事業場所等の立入検査

埋立て等行為完了時

【埋立て等完了までの管理に関する規制】

§⑨

- 土砂等の埋立て等に係る完了等の届出
 - ・埋立地の土砂等の堆積の形状や土壌及び水質調査の結果報告
- 完了検査
 - ・許可の内容に適合しているかを確認し、結果の通知

その他

【公表】

§④

- ・許可した埋立地一覧
- ・申請書等の縦覧
- ・許可取消しを受けた者
- ・措置命令を受けた者など

【罰則】

§⑭

- ・無許可埋立
- ・命令違反
- ・無届・虚偽報告
- ・立入検査の拒否など

【土砂等搬入禁止区域】

§⑪

人の生命又は財産に危害が及ぶおそれのある場合、「土砂等搬入禁止区域」を指定し、何人も土砂等の搬入を禁止

【経過措置】

§⑬

- ・施行日から1年間の経過措置
- ・他法令等の許可期間が完了するまで

三重県土砂条例(仮称)に係る手続フロー

